

入会申し込みまでの手続き

- 1 「入会申込書」を事務局に郵送・FAX・メール添付のいずれかの方法で送付する。
「入会申込書」は学会ホームページにワード版とPDF版の2種類が掲載されているので、これをダウンロードして使用する。ワード版の場合はファイルに必要事項をワードで打ち込む用に、PDF版はプリントアウトして記入する用に用いる。なお、学会誌にも掲載されている（原則として年1回）ので、コピーして記入する用として用いることもできる。
- 2 入会までの流れは以下の通りである。
 - ① 事務局で「入会申込書」を受領
 - ② 理事会で入会承認
 - ③ 事務局から会費振込用紙を送付
 - ④ 振込が確認されたら会員資格を得る。入会日は入金を確認された日とする。
- 3 大会発表申込時の入会日に関する特別処置として、6・7月の大会の発表に申し込みが出来る者は当該年度の4月1日現在に会員である必要がある。上記2のように申し込みから会員資格を得るまでに数週間の時間がかかることから、当該年度の4月1日に新たに会員資格を得る者のために次の処理を講ずる。
4月1日から新会員となるために、2月中旬まで（年度により締切日が異なるため、具体的な日付については大会ページまたは事務局まで要確認のこと）に会員申し込みを受け付けた者に振込用紙を送付し、3月31日までに4月1日からの年度の会費の振り込みが確認された場合に限り、4月1日を入会日として会員の資格を付与する。3月31日までに振込が確認されていない場合は、4月1日からの会員資格は得られず、当該年度の大会で研究発表をする資格は得られない。
注) 上記3は大会に発表資格付与の混乱を招かないための特別な処置であり、一般的な入会は1年間通していつでも受け付けている。